

(仮称)くぬぎ山地区自然再生協議会 運営細則(案)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、(仮称)くぬぎ山地区自然再生協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第17条(運営細則)の規定に基づき、協議会の運営に関して必要な事項を定める。

第2章 委員の責務

(委員の責務)

第2条 協議会の委員は、協議会及び小委員会の会議の運営にあたっては、自然再生の趣旨を踏まえて建設的な意見交換を行い、合意形成に努めるものとする。

2 関係行政機関及び地方公共団体は、自然再生推進法第15条の趣旨に基づき、協議会運営に対する支援に努めるものとする。

第3章 新規加入

(新規加入の手續)

第3条 要綱第6条に規定する新たに委員になろうとする者の意思表示は、運営事務局に次の事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

(1) 住所、氏名(団体にあつては団体名、代表者の氏名)、連絡方法(電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)

(2) 参加の動機、くぬぎ山の自然再生に向けて取り組みたい事項

(3) くぬぎ山地区での環境保全活動に関する活動実績がある場合はその内容

2 運営事務局は、前項の書面が提出された日以降に開催される協議会の会議に議題として提出するものとし、協議会は、その合意にあたって当該書面の内容を勘案するものとする。

第4章 協議会の運営

(協議会及び小委員会の傍聴)

第4条 協議会の会議及び小委員会の会議は、傍聴することができる。

2 傍聴者は、会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

4 傍聴者は、次の各号に該当するときは、速やかに退席しなければならない。

(1) 議長が要綱第13条に規定する理由により会議の非公開を宣言し、傍聴者に退席を命じたとき。

(2) 会議の進行を妨害したとして、議長が傍聴者に退席を命じたとき。

(協議会及び小委員会の記録)

第5条 運営事務局は、協議会の会議及び小委員会の会議の議事要旨を、公開する前にそれぞれ会長ないし委員長の確認を受けるものとする。

第5章 協議会運営に係る経費

(協議会運営に係る経費)

第6条 協議会の運営に係る経費は、学識委員、関係行政機関及び地方公共団体を除く委員の支払う年会費等をもって充てるものとする。

2 予算は年後ごとに作成し、年度の最初の協議会の会議の同意を得なければならない。

3 運営事務局は会計を管理し、監事の監査を経て次年度の最初の協議会の会議においてその収支について報告するものとする。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(交通費及び謝金の支給)

第8条 学識委員及び会議への出席を要請した委員以外の者に対して、交通費及び謝金を支給することができる。

第6章 同意又は合意

(同意または合意)

第9条 協議会の会議の同意または合意は、協議会の会議に出席した委員の過半数の賛成により成立するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第8条第2項及び同第18条に規定する合意は、協議会委員の4分の3以上(委任状を含む)の合意により成立するものとする。

第7章 運営事務局の役割分担

(運営事務局の役割分担)

第10条 要綱第15条に規定する運営事務局の所掌事務については、別表に基づき運営事務局間で役割を分担するものとする。

第8章 補則

(細則改正)

第11条 この細則は、協議会の委員の発議により、協議会の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

1 この細則は、平成16年 月 日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第7条の規定にかかわらずこの細則の施行日から平成17年3月31日までとする。

別表（第10条関係）

役 割	内 容
議 事 運 営	協議会及び小委員会の会議の運営に関する事
会 計	協議会の会計に関する事
広 報	協議会の広報に関する事
記 録	協議会の会議の議事録等の作成に関する事